

(5) 昭和十六年十月支那會議開催後、争議解決後、対策協議モナリ

標記争議解決後、於ケル其の後、情勢左記、通リニ有之

記

一 東文本部、動靜

(1) 東文代表、本局訪問狀況

東文代表、熊本以下七名、本部員ハ二十日午後零時五十
分ヨリ電氣局、眞田勞働課長ヲ訪問、既報爭議解決條項
開スル細目問題ニ付キ種々交渉セルカ會見狀況左、通り
會見狀況

熊本ヨリ

一 退職希望者ウ多クナツク以上金額支給ハ至急ニ終矣ヲ
願ヒ度イ

二 十月十日ヨリ更改給ヲ実施スル事ニナツテ居ルカ新聞
紙上ニ依ルト実施ハ十一日ニナル様ニ傳ヘラレテ居ル

モ此レニ對シ共済組合預金利子ト全利率ニ依ツテ利子
ヲ付ケ支給セラレ度イ

若シ出来サル時ハ從來、給料ヲ支給セラレ度イ

三 算付金回収問題ニアルカ給料ニ割減ノ者ハ返還ノ半額
又ハ三分ノ一位ノ割引テ毎日差引ク様期間ヲ延長セラレ

度イ

尚更改給希望者ハ退職手當ノ支給ヲ要ケル為メ日用品
購買代金回収ヲ手當支給ノ時一緒ニ差引セラレ度イ

四 出勤停止者ニ對シ共済組合預金ハ食券ヲハ賣ルモノ
米八賣ヲ大便ト言フ如何ニ

答 共済組合規程ニハ月收ノ半分迄ハ差支ナイ事ニナツ
テ居リ出勤停止者ニ施設金日給額ト勤續年限等ヲ調査
シ退職手當ト、關係モアルカ電氣局在籍員テアル以上
生活困窮者ニ對シ又ハ適當考慮スハ矣此ノ問